

磐田市香りの博物館条例施行規則の一部を改正する規則

磐田市香りの博物館条例施行規則（平成17年磐田市教育委員会規則第26号）の一部を次のように改正する。

第2条を次のように改める。

（指定管理者の申請書類）

第2条 条例第7条第2項の規定による申請は、次に掲げる書類による。

指定管理者指定申請書（様式第1号）

事業計画書

収支計画書

定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類

法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し（代表者が外国人である場合にあっては外国人登録証明書の写し）

法人等概要書

活動実績を証明する書類

誓約書

法人等の役員名簿

納税証明書

その他磐田市教育委員会（以下「教育委員会」という。）が必要と認める書類

第12条を第16条とする。

第11条第1項中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、同条第2項を次のように改め、同条を第15条とする。

2 前項の場合において、指定管理者は、教育委員会の承認を得なければならない。ただし、当該博物館資料が寄託を受けたものであるときは、指定管理者は、文書により寄託者の承諾を得なければならない。

第10条を第14条とする。

第9条中「設備」を「建物の設備」に改め、同条を第13条とする。

第8条中「教育委員会」を「指定管理者」に、「職員」を「指定管理者」に改め、同条を第12条とする。

第7条中「博物館の入館者は、次の」を「磐田市香りの博物館（以下「博物館」という。）の入館者は、次に掲げる」に改め、同条を第11条とする。

第6条を削る。

第5条中「教育委員会」を「指定管理者」に改め、「認めるときは」の次に、「、教育委員会の承認を得て」を加え、同条を第7条とし、同条の次に次の3条を加える。

(利用料金の承認申請等)

第8条 指定管理者は、条例第14条第2項に規定する利用料金を定めるときは、香りの博物館利用料金承認申請書(様式第5号)を教育委員会に提出しなければならない。

2 教育委員会は、前項の規定による申請を承認したときは、香りの博物館利用料金承認書(様式第6号)を指定管理者に交付する。

3 前項の規定により利用料金の承認を受けた指定管理者は、当該利用料金を公表しなければならない。

4 指定管理者は、毎月の利用料金の収納状況についてその翌月の10日までに教育委員会に報告しなければならない。

(利用料金の減額又は免除の申請)

第9条 条例第15条の規定により、利用料金を減額又は免除することができる場合及びその範囲は、次に掲げるとおりとする。

身体障害者手帳、療育手帳又は精神障害者保健福祉手帳の交付を受けた者が博物館へ入館するとき 免除

市内の小中学校の児童生徒及びこれらの引率者が教育課程に基づく教育活動として入館するとき 免除

市が公用のために利用するとき 免除

2 利用料金の減額又は免除を受けようとする者は、あらかじめ香りの博物館利用料金減免申請書を指定管理者に提出しなければならない。

(利用料金の還付)

第10条 条例第16条ただし書の規定により、利用者の責めによらない理由で展示室への入場ができなくなったときは、利用料金の全額を還付することができる。

第4条中「条例第10条第1項」を「条例第9条第1項」に、「様式第6号」を「様式第4号」に改め、同条を第6条とする。

第3条中「事業報告書は」の次に「、毎年度終了後30日以内に」を加え、「記載」を「記載して提出」に改め、同条各号を次のように改め、同条を第5条とする。

管理施設の利用状況

管理運營業務の実施状況

利用料金収入の実績

管理経費等の収支状況

その他教育委員会が必要と認める事項

第2条の次に次の2条を加える。

(候補者選定の通知)

第3条 教育委員会は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者の候補者を選定したときは、申請を行った法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者候補者選定結果通知書(様式第2号)によりその結果を通知する。

(指定等決定の通知)

第4条 教育委員会は、条例第7条第3項の規定に基づき指定管理者を指定し、又は指定しなかったときは、当該法人又は法人以外の団体に対し、指定管理者(指定・不指定)通知書(様式第3号)によりその旨を通知する。

様式第1号から様式第6号までを次のように改める。

様式第1号(第2条関係)

指定管理者指定申請書

年 月 日

磐田市教育委員会

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市香りの博物館の指定管理者の指定を受けたいので、申請します。

(添付書類)

- 1 事業計画書及び収支計画書
- 2 定款、寄附行為、規約又はこれらに類する書類
- 3 法人にあっては当該法人の登記簿謄本、法人以外の団体にあっては代表者の住民票の写し(代表者が外国人である場合にあっては外国人登録証明書の写し)
- 4 法人等概要書
- 5 活動実績を証明する書類
- 6 誓約書
- 7 法人等の役員名簿
- 8 納税証明書
- 9 その他教育委員会が必要と認める書類

様式第2号(第3条関係)

第 号
年 月 日

様

磐田市教育委員会

印

指定管理者候補者選定結果通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市香りの博物館の指定管理者候補者の選定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 候補者選定結果

指定管理者候補者として選定します。

指定管理者候補者として選定しません。

3 選定しない理由

この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第3号（第4条関係）

第 号
年 月 日

様

磐田市教育委員会

印

指定管理者（指定・不指定）通知書

年 月 日付けで申請のありました磐田市香りの博物館の指定管理者の指定につきましては、下記のとおり決定しましたので通知します。

記

1 施設の名称及び所在地

2 決定結果

指定管理者に指定します。

指定管理者に指定しません。

3 指定しない理由

様式第4号(第6条関係)

第 号
年 月 日

団体名

代表者名 様

磐田市教育委員会 印

指定管理者指定取消(業務停止)命令書

磐田市香りの博物館条例第9条第1項の規定により、指定管理者の指定取消し(業務停止)を命じます。

区分	全部・一部(業務) 業務停止期間 年 月 日から 年 月 日まで 月間
理由	

この処分について不服がある場合は、この通知を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、教育委員会に対して異議申立てをすることができます。

様式第5号(第8条関係)

香りの博物館利用料金承認申請書

年 月 日

磐田市教育委員会

所在地

法人等の名称

代表者氏名

連絡先(電話)

磐田市香りの博物館の利用料金について、下記のとおり承認を受けたいので申請します。

記

- 1 利用料金申請理由
- 2 実施予定年月日
- 3 利用料金

様式第6号(第8条関係)

第 号
年 月 日

様

磐田市教育委員会 印

香りの博物館利用料金承認書

年 月 日付けで申請のあった磐田市香りの博物館の利用料金について、下記のとおり承認します。

記

1 実施年月日

2 利用料金については、年 月 日付け申請書のとおりとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

- 2 磐田市香りの博物館条例の一部を改正する条例（平成 19 年磐田市条例第 号）附則第 2 項の規定による準備行為をする場合にあつては、この規則の施行の日前においても、改正後の磐田市香りの博物館条例施行規則第 2 条から第 4 条までの規定の例により行うことができる。